

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 26 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 御 中
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 (局)
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 36)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号)等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いいたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出】

問1 令和4年10月28日付けで保険適用されたSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和4年12月26日付けで薬事承認された「Xpert Xpress CoV-2/Flu/RSV plus「セフィエド」(ベックマン・コールター株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年12月26日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)】

問2 令和3年5月12日付けで保険適用されたSARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年12月26日付けで薬事承認された「クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2/Flu」(株式会社 ミズホメディー)及び「富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ COVID-19/Flu」(株式会社 ミズホメディー)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年12月26日より保険適用となる。